

会計史論考：会計とは何だったのか

久野秀男

目 次	
I. BALANCE SHEET とは何だったのか	(第28巻2号に収録)
II. 「貸借対照表」とは何だったのか	(本号に収録)
1. 「貸借対照表」はなかった	
2. 「動産不動産ノ総目録」・「貸方借方ノ対照表」	
3. 原始商法用語としての「貸方」と「借方」	
4. 「貸方借方ノ対照表」とは何だったのか	
III. PROFIT & LOSS ACCOUNT とは何だったのか	(本号に収録)
1. 「財産法」による「純損益」の測定・計算なるものは存在しない	
2. 「残高勘定」の機能：「集合勘定」か「集合・計算勘定」か	
3. 英国簿記の THE FINAL ACCOUNTS: Trading Account, Profit & Loss Account, Profit & Loss Appropriation Account, Balance Account (Sheet)	
4. 「損益勘定」(損益計算書)の三区分別	
5. なぜ「損益表」：PROFIT & LOSS SHEET ではないのか	
6. PROFIT & LOSS ACCOUNT: Detailed Form と Published Form	
IV. 「損益計算書」とは何だったのか	(第28巻3号に収録)
V. 「剰余金計算書」とは何だったのか	(本号に収録)
1. 「剰余金」の概念	
2. 剰余金計算書の端緒	
(1) 国立銀行「決算公告」：「貯蓄金(積立金)勘定」	
(2) 日本郵船会社：「大修繕積立金勘定表」・「保険積立金勘定表」	
3. 剰余金計算書の変遷と課題	
4. 補 遺	
VI. 「剰余金処分計算書」とは何だったのか	(本号に収録)
1. 商法：「処分議案」の経緯と問題点	
2. 剰余金処分計算書：利益(金)処分計算書の課題	
VII. 「決算公告」とは何だったのか	(次号に収録)
VIII. 腑に落ちない『簿記テキスト』の常識	(第26巻3・4合併号と第27巻1号に収録)
IX. 資本等式説の系譜と課題	(第20巻3号に収録)
X. 先駆的株式会社の会計実務の先進性と退行現象	(第26巻1号に収録)
— 「発生主義」損益計算への指向とその挫折—	

II. 「貸借対照表」とは何だったのか

1. 「貸借対照表」はなかった

会計報告書（会計計表・財務諸表）としての BALANCE SHEET に相当する会計報告書に関し、わが国最初の完備した株式会社であった第一国立銀行の第一回決算（明治6年12月）についてみるのに、同行の場合は「半季実際報告」である。おそらく英国の STATEMENT OF AFFAIRS に由来するものである。国立銀行の場合ではこの名称が継承されている。明治12年4月に「明治七年一月一日ヨリ同十一年十二月三十一日マデ五ヶ年間即第一回ヨリ第五回ニ至ル内国通運会社決算報告」を株主総会に提出した同社の場合では、この系統に属する名称を用い「実際年報」ないし「実際年報表」とした。さらに、横浜正金銀行（明治十三年下半季）の場合も類似の名称の「実際報告」であり、日本銀行（明治十六年上半季）の場合も同様に「実際年報表」であった。

日本生命保険株式会社の場合では、第壹次総決算報告書（自明治22年9月20日：至同30年12月31日）で、「資産及ヒ責任」とした。英国の保険会社にみられる LIABILITIES: ASSETS に由来するものであろう。LIABILITIES を「負債」とせず「責任」と訳したわけである。

東京大阪株式取引所（明治11年12月31日）の場合では、「資産負債一覧表」であり、日本郵船会社の場合では、第一回・二回報告（自明治18年10月1日：至同19年9月30日）以来、「資産負債勘定表」である。明治26年5月の大蔵省令第七号「銀行条例施行細則」・「別冊報告書雛形」では「資産負債表」とした。ただし、この時期は原始商法制定後その一部実施時の直前であり、「銀行条例」の本文第四条「決算公告」の規定では、「財産目録」とともに「貸借対照表」という商法用語によっている。これらの「資産負債（勘定）表」の系列の

用語が、英国の STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES に由来することは確かである。

セメント製造会社の第二回決算（自明治14年3月：至同18年6月）では、「総括勘定」であった。後には「総勘定」となった。他会社の場合で「惣勘定」とした事例もあった。これらは、おそらく GENERAL ACCOUNTS ないし GENERAL BALANCE (BALANCING) に由来するものであろうか。

東京で最初の日刊新聞「東京日々新聞」の紙面に現れた「決算公告」についてみると、国立銀行の場合には、大蔵省・株主総会に提出の際は「半季実際報告」とし、新聞に公告の場合は「総勘定書」もしくは「貸借勘定表」とした。横浜正金銀行の場合で「貸借勘定」とした例もあった。東京馬車鉄道会社の第十一次決算（明治20年12月31日）では「総勘定ノ事」としている。

原始商法の一部実施直後の明治27年1・2月の紙面をみると、一変してことごとく「貸借対照表」となっており、次の諸株式会社がみられる。

鐘淵紡績、下野紡績、金町製瓦、王子製紙、日本セメント、東京製絨、富士製紙、日本メリヤス、三井銀行、東京海上火災保険、東京製帽、等

転じて、簿記書についてみると、わが国最初の複式簿記書『銀行簿記精法』（明治6年12月刊）では「上海香港銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」を例示しており、その他、「本財借財正算表」、「有物及負債表」、「有金及借金実算表」、「有物負債平均表」、「差引表」等がみられる。

「平均表」ないし「差引表」は、明らかに BALANCE SHEET に由来するものであろう。ただし、福沢諭吉訳『帳合之法』（明治6年6月、同7年6月刊）の「平均表」は、当時の

米国での BALANCE SHEET: GRAND BALANCE SHEET: BALANCE SHEETS の訳語であり、内容は WORKING BALANCE SHEET: BALANCE SHEET の WORKING FORM、つまり「精算表」である。

BALANCE（平均、均衡、残高、差引）の SHEET（表）ならば、「平均表」、「残高表」、「差引表」或は「均衡表」、拡張して考えれば「正算表」、「実算表」等が念頭に浮かぶけれども、「貸借対照表」という訳語を当てるとは考えにくい。事実明治二十三年三月の原始商法制定以前では「貸借対照表」という用語にはお目にかからない。

2. 「動産不動産ノ総目録」・「貸方借方ノ対照表」

明治二十三年三月制定・同二十六年七月一部実施のわが国原始商法には、注目すべき次の諸規定がみられた。

（第三十二条）

各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ三ヶ月以内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ

財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場価値ヲ附ス弁償ヲ得ルコトノ確カナラサル債権ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記載セス

（第二百条）

通常総会ハ毎年少クトモ一回定款ニ定メタル時ニ於テ之ヲ開キ其総会ニ於テハ前事業年度ノ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議ヲ為ス

（第二百十八条）

会社ハ毎年少クトモ一回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利

息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス

原始商法・第三十二条に、「動産不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入」とある箇所が注目される。

「特ニ設ケタル帳簿」とは、大陸商法（原始商法の場合は特にフランス商法）の影響下にあったとされているこの商法の場合では、*livre l'inventaire* 「財産目録帳」を指すことは、まず間違いなからう。となると、

第一の問題は、「動産不動産ノ総目録」とある点である。文字どおりに解すれば、云うまでもなく、「物権的資産目録」であって、「債権と債務」とが含まれていない「不完全な資産目録」であり、もとより「完全な財産目録」ではない。当時までに調査・研究が進んでいた立法当局者のレベルからみて、このような「不完全な資産目録」を規定するであろうか。筆者（久野）には到底想定しかねる。1673年「フランス商事勅令」：*Ordonnance du Commerce, Ordonnance de Louis XIV. sur le Commerce* に規定している *inventaire sous leur seing, de tous leurs effets mobiliers et immobiliers et de leurs dettes actives et passives* 「動産不動産及ヒ債権ト債務ニ付キ自署セル財産目録」とも、平仄がまるで合わない。先の「フランス商事勅令」及び「ナポレオン商法典」を調査・研究してきたわが国の立法当局者が、このような「不完全な資産目録」を規定したと考えるのは、如何にも不自然である。実証する適例をここに紹介しておく。

原始商法制定に先立つ約五年前の明治18年8月に刊行の商法編纂局訳『仏国商法復説』（書式之部）は、その巻末に第四号「日記帳」、第五号「大帳」、第六号「財産目録」の雛形を

掲示している。因みに日記帳とあるのは「仕訳日記帳」のことであり、大帳とあるのは「総勘定元帳」のことである。その「財産目録」(第九条)は次掲のとおりであった。

第六号財産目録(第九条)

千八百六十九年十月三十一日

取引高	59,236	,,	
在庫物品委細本帳ニアリ	83,050	,,	
			142,286
買入物品及ヒ以前ヨリノ物品	120,691	70	
			21,594
利金		30	
雑費	4,505	10	
			17,089
純益		20	
			貸 高
在庫物品	83,050	,,	
金庫	26,780	90	
請取手形	4,658	90	
不動産	96,000	,,	
ブラック鉱山株式	13,940	,,	
動産	20,280	,,	
道具	11,656	,,	
見世株	28,000	,,	
			諸負債主
美濃屋	5,954	,,	
平野屋	4,380	,,	
米屋	39	30	
西川屋	9,065	70	
山田屋	289	50	
			303,494
			借 高
払手形	50,617	30	
			諸権利者
武蔵屋	966	80	
清水屋	194	50	
瀬戸物屋	277	30	
加賀屋	98	60	
大阪屋	280	40	
江戸屋	168	20	
京屋	308	,,	
			52,905
			10
差異即チ資本	250,589	20	
六月一日ノ資本右ノ如シ	233,500	,,	
			17,089
純益		20	

此ノ目録ハ確實ニシテ且自己ノ簿冊ニ一致スルモノニシテ千八百六十九年十月三十一日之ヲ作ル

千八百六十九年十一月一日 リヨンニ於テ記ス (手署)

蛇足ながら若干の解説を付す。「取引高」とあるのは商品勘定の貸方金額即ち「売上高」である。「在庫物品」とあるのは「期末商品在庫高」である。「買入物品及ヒ以前ヨリノ物品」とあるのは商品勘定の借方金額即ち「期首繰越高プラス当期仕入高」である。「利金」は云うまでもなく「売上総利益」(gross profit)である。「諸負債主」とあるのは相手方が負債主 (debtors) つまり当方の債権 (受取勘定) であり、「諸権利者」(creditors) とあるのは当方の債務 (支払勘定) である。

つまり、原始商法の制定に先立つ五年前のこの「財産目録雛形」は、「動産不動産及び債権と債務」の全てを網羅した「完全な財産目録」であった。

第二の問題は、「貸方借方ノ対照表」とある点である。この「貸方」・「借方」という「用語」と「概念」は、明治6年12月刊行の『銀行簿記精法』以来の伝統的な簿記用語に由来するものであり、「借方」：debtor, debtor, debit, Dr. および「貸方」：creditor, credit, Cr. と同じなのか、それとも違うのか。

そもそも、原始商法用語としての「貸方」と「借方」とは、一体何であったのか。

3. 原始商法用語としての「貸方」と「借方」

前項で紹介した明治18年8月刊行の『仏国商法復説』の第6号「財産目録」には、注目すべき諸点がある。

その一は、「動産不動産ノ総目録」(「物権的資産目録」としての部分的な財産目録)ではなく、「動産不動産及び債権と債務の総目録」(完全な財産目録)であること。

その二は、Debtorsに相当する訳語を「諸負債主」とし、Creditorsに相当する訳語を「諸権利者」としていること。

である。

周知のように、Debtor (Debitor) は「相手

方が借主」という西欧的な発想に基づく貸借観念で、当方の貸、すなわち当方の「受取勘定・債権」である。Creditorは「相手方が貸主」という西欧的な発想に基づく貸借観念で、当方の借、すなわち当方の「支払勘定・債務」である。

貸借の観念と用語法とが、西欧の場合と日本を含む東洋の場合とで主客が逆転しているため、日本語での貸借の観念と用語法に馴染んできた者にとって、舶来の複式簿記の用語である「借方」と「貸方」とが、当初から容易に習熟できたとは思われない。もっともこれは訳語の問題でもあったから、舶来の簿記用語である Debtor と Creditor とを、敢えて「直訳」せずに、「入方」・「出方」あるいは、もっと極端に言えば「赤」・「青」とでもすれば良かったのかもしれない。しかし、わが国最初の複式簿記書であった『銀行簿記精法』では、「直訳」して、Debtor：借方、Creditor：貸方とし、爾後この簿記用語が定着したのである。同じ頃出版された『帳合之法』でも、訳者の福沢諭吉は、「ワザト原書ノママニ直訳シテ借ノ処ニ借ト記シ貸ノ処ニ貸ト記シタルナリ」(「初編」一の九・十丁)と断っている。

明治二十三年三月制定の原始商法の幾つかの条文に見られる「貸方」・「借方」の用語法と、明治初年の『精法』・『帳合之法』以来の Debtor・Creditor の「直訳体」の簿記用語である「借方」・「貸方」の場合とでは、果たして同じなのか、それとも違うのか。ここが問題の焦点である。

お気付きの向きもあろう。原始商法の条文では、必ず「貸方」と「借方」という語順で表記されており、簿記の領域では、原則的に「借方」と「貸方」という語順で表記される。これは一体何を意味するのか。

原始商法の「貸方」・「借方」とは何か。

この課題に対処して、二つの「方法」(approach) が考えられる。

その一は、原始商法の諸条文それ自体で、その意味するところを解明・実証するという方法である。いってみれば「直接証拠」である。

その二は、原始商法の制定に先立つ調査・研究の時期に、商法研究者達がどのような用語（訳語）を使ったかを調べる方法である。いってみれば「間接証拠」ないし「状況証拠」である。

「直接証拠」として、次掲の破産関係条文を掲示し、関係箇所をゴチック体で示そう。

（第二五三条）

清算中ニ現在ノ会社財産ヲ以テ会社ノ総債権者ニ完済シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手続ノ開始ヲ為シテ其旨ヲ公告シ且会社ノ取引先ニ通知ス此ノ場合ニ於テ既ニ債権者又ハ株主ニ支払ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人が貸方借方ノ此ノ如キ関係ナルコトヲ知りテナンタル支払ニシテ其受取人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ対シテ其責任ヲ負フ

（第一〇一七条）

貸方ノ借方ニ超ルコト判然ナルトキ又ハ協諸契約ノ予期セラルル間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聴キタル後管財人ヲシテ破産者ノ営業ヲ続行セシムル決定を為スコトヲ得

管財人営業ヲ続行スル場合ニ在テ財団ニ属スル物ヲ通常ノ営業外ニ売却セントスルニハ破産主任官ノ認可ヲ受ケ且予メ破産者ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

（第一〇一九条）

管財人ハ財団ニ属スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ権利ヲ債務者其他ノ人ニ対シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス

（第一〇五〇条）

破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支払停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問フス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負

担シタルトキ又ハ債権者ニ損害ヲ被ムラシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一分ヲ藏匿シ転匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ藏匿シ若クハ偽造、変造シタルトキハ詐欺破産ノ刑に処ス

これらの破産関係条文に見えている「貸方」・「借方」が、Debtor, Creditorを「直訳」した伝統的な簿記用語の「借方」・「貸方」と異なることは、一目して瞭然たるものがある。原始商法でいう「貸方」とは、当方の「貸」すなわち「債権」もしくは「資産」であり、原始商法でいう「借方」とは、当方の「借」すなわち「債務」もしくは「負債」である。このことは、当時司法省が刊行した『官訳・英文商法』を見ても明らかであり、「貸方」を assets もしくは debts, 「借方」を liabilities と英訳している。

「間接証拠」ないし「状況証拠」として、次掲の諸文献を示す。

明治七年三月文部省刊・箕作麟祥訳『仏蘭西法律書商法』では、第九条の財産目録規定につき、「動産及ヒ不動産並ニ其貸金及ヒ負債ノ目録」と訳している。

明治十年七月印行・司法省編（大井憲太郎訳）『仏国商工法鑑』では、「目録写留ノ簿冊」を「商人ハ毎年其ノ所有物及ヒ其貸金併ニ負債ノ目録ヲ造リ之ヲ目録写留簿冊ニ登記スベシ」と解説している。

明治十一年五月刊行・司法省編（黒川誠一郎訳）『ブスケ氏講：仏国商法講義』では、「貸・借」（ハタラク・ウケ）という訳語を用いているが、これは明らかに、*actif* を「貸」、*passif* を「借」と訳したのであり、さらに、*dette actif* ないし *dettes actives* を「貸金」と訳し、*dette passif* ないし *dettes*

passives を「借金」と訳したのである。また、「財産目録帳」の解説では、「動産不動産且ツ貸金借金ノ総算用毎年自己ノ書ニテ之ヲ作りソノ目録ヲ別段作りタル帳面ニ写シ留ム可シ」と述べている。

明治十八年八月太政官刊・商法編纂局訳『仏国商法復説』（書式之部）では、*actif* を「資産権利」・「貸方」と訳し、*passif* を「負債義務」・「借方」と訳している。

明治十九年二月刊・山脇玄、今村研介訳『独逸六法』では、債権を「貸方」と訳し、債務を「借方」と訳している。

明治二十年八月印行・司法省編『ブーフ：仏国商法略論』では、*actif* を「能働（貸方）」と訳し、*passif* を「所働（借方）」と訳している。

明治二十三年三月十月刊・鈴木荘太郎著『実地応用日本商法問答』では、「商業帳簿」の解説の中で、「他人トノ間ニ生ジタル権利、義務即チ貸方及ヒ借方ナリ」と述べている。

これらの諸資料で明らかのように、原始商法の制定に先立って、商法編纂局、司法省その他の研究者は、主としてフランス商法を中心とした研究を継続してきたが、その用語法としては、仏語の *actif*（積極）ないし *dette actif, dettes actives*（債権）に「貸方」・「貸金」・「貸高」・「能働」・「ハタラク」等の訳語を当て、また、*passif*（消極）ないし *dette passif, dettes passives*（債務）に「借方」・「借金」・「借高」・「所働」・「ウケ」等の訳語を当ててきた。また、ドイツ商法の訳書でも、少なくとも当時は同じ筆法で、債権を貸方と訳している事例がある。原始商法における「貸方」と「借方」は、これらと同じ用語法にもとづいており、した

がって、明治初年以來、伝統的に簿記用語として採用してきた英語の直訳の「借方」・「貸方」とは、その意義および範囲につき全くかわりをもたないものである。この論点が、原始商法第三十二条（前掲）の解釈にとってきわめて重要な意義を有するものであることを、あらかじめとくに指摘しておきたい。

「貸方」とは、当方よりの貸すなわち債権であり、「借方」とは、当方の借すなわち債務であるとするこの用語法がさらに拡大された場合は、貸方とは債権をふくむ資産であり、借方とは、債務をふくむ負債（および場合によっては資本）であるというように用いられることがある。たとえば、ロエスレルの商法草案第一〇七〇条の説明では、「其貸方ノ欄ニハ現金、商品、製造品、機械、其ノ他營業用ノ器具、為替其他証券等ノ諸要求、不動産ヲ掲クヘシ」とある。また、この種の用語法は、現今でも、独和、仏和等の辞典類にそのまま踏襲されていることがある。たとえば、山岸光宣編『コンサイス・独和辞典』では、*Aktiva* を資産・貸方と訳し、*Passiva* を負債・借方と訳しており、丸山順太郎編『コンサイス・仏和辞典』でも、同様に *actif* を資産・貸方と訳し、*passif* を負債・借方と訳している。明治初年ではない。現在の話である。簿記を習った半可通がみると一驚するにちがいない。なお、八杉貞利編『露和辞典』では、「積極」を資産・借方と訳し、「消極」を負債・貸方と訳している。

4. 「貸方借方ノ対照表」とは何だったのか

原始商法第三十二条にいう「動産不動産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表」とは何だったのか。

「財産目録」(*l'inventaire*) 及びその「摘要表」(*le bilan*) であるという条文解釈が果して可能であろうか。

「動産不動産ノ総目録」とは、いうまでもなく「物権的資産目録」であって、「債権」（受取勘定）と「債務」（支払勘定）とを含まない「不完全な資産目録」である。フランス商法を精力的に調査・研究してきた商法の立法当局者達が、*effets mobiliers et immobiliers* 「動産と不動産」に続く *dettes actives et passives* 「債権と債務」を脱落する筈がない。

前項で実証したように、この *actives* と *passives* に当時の慣用語を当てれば「貸方と借方」になる。

かくして、すくなくとも原始商法の立法者達ないし立案者達の意図としては、原始商法第三十二条は、「財産目録」とその「摘要表」としての所謂「貸借対照表」に関する規定ではなく、「動産不動産及び債権と債務の総目録」（完全な財産目録）に関する規定であったと解釈すべきものである。

「貸方借方ノ対照表」：「貸借対照表」は、原始商法用語として登場したものであり、もとより Balance Sheet の訳語ではない。

ドイツ語の場合では Bilanz であるが、この Bilanz という概念は、周知のように「財産計算」と「損益計算」との両領域を包括するものであって、Bilanz を「財産 Bilanz」と「成果 Bilanz」とに区別する必要がある場合では、会計計表としての「貸借対照表」の場合は Vermögensbilanz 「財産対照表」となり、「損益計算書」の場合は Erfolgssbilanz 「成果（損益）対照表」となる。

米国の場合では、Financial Position Statement という用語が一般的であるが、Capital Statement を使う場合も見受けられる。Balance Sheet という用語は必ずしも一般的ではない。前世紀後半から今世紀初頭頃では、Balance Sheet (Balance Sheets) といえ、その working form、つまり「精算表」のことであった。別に述べたように、例えば、米国簿記書を翻訳した『帳合之法』で、福沢諭吉が「平均表」と訳したものは「貸借

対照表」ではなく「精算表」である。

原始商法用語として登場した「貸方借方ノ対照表」：「貸借対照表」が、次第に Balance Sheet, Statement of Assets and Liabilities 等に相当する「会計計表」の名称として定着し普及していったことについて、さらに、Balance Sheet すなわち「貸借対照表」という今日の一般的理解そのものについて、ことさらとりたてて異を唱える積りは更にない。しかし、この原始商法用語の原義だけは、この際、はっきりさせておいた方が良く考える。

かつて、上野道輔博士は、「商法は、英国式貸借対照表の様式を予定している」と述べた。正直に言って最初は、筆者（久野）には何のことやら見当もつかなかった。勘定式の貸借対照表の様式に「英国式」と「大陸式」（イングランド人は「スコットランド式」ともいう）とがあり、「資産」と「負債・資本」の対照位置が左右（もしくは上下）で逆になる。この位のことには誰でも知っている。とわいえ、大陸商法の圧倒的な影響下に編成されたわが国商法に、どうして唐突にも「英国式」が登場するのか。因みに、わが国で最初の「貸借対照表」は『精法』に例示された「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」であるが、その様式は、縦書きで上下を対照する様式の「大陸式（スコットランド式）」であった。同行の会計責任者がスコットランド人であった為かもしれない。

博士の誤りは、原始商法用語としての「貸方」・「借方」を、伝統的な簿記用語のそれと混同・誤認したことに起因している。負債・資本は簿記では「貸方項目」であり、資産は「借方項目」である。そこで、貸方である「負債・資本」に対して借方である「資産」が対照する「貸方借方ノ対照表」ならば、当然のことながら「負債・資本に対照する資産」であり「英国式」の様式となる。このように理解したのであろう。簿記上の用語と概

念に囚われた苦し紛れの辻褃あわせである。

なお、原始商法に始まった「貸方借方ノ対照表」：「貸借対照表」という用語が、その原義とは異なり、法制定・実施以前の「身代及び負債ノ抜書」・「実際報告（表）」・「資産負債（勘定）表」・「総勘定（書）」等の「会計表」の名称に取って代って普及し定着するにつれて、株式会社の中には、原始商法用語と伝統的な簿記用語とを、博士同様に混同・誤認する向きも見受けられ、貸借対照表の様式として、結果的に「英国式」を採用するものもあった。しかし、これなどは、「資本主の勘定書」としての「英国式」の本義（久野注：その詳細、は別稿の「BALANCE SHEET とは何だったのか」を参照）を理解した上でのことではなく、もともと混同・誤認に出発して、結果的にそうなっているというだけのことである。もとより、商法が「英国式貸借対照表」の調製を命じていると誤解した上でのことではない。

Ⅲ. PROFIT & LOSS ACCOUNT とは何だったのか

1. 「財産法」による「純損益」の測定・計算なるものは存在しない

総勘定元帳の最終頁には、「損益」・「残高」の両集合（計算）勘定が開設される、とこのように簿記の「教科書」では説明されている。

この場合、「残高（閉鎖）勘定」が「集合勘定」であるというのはよいとしても、「集合・計算勘定」であるという解説は、言葉の厳密な意味では必ずしも妥当ではない。期末の諸資産勘定をこの集合勘定の借方に振替え、期末の諸負債勘定を同勘定の貸方に振替え、期首資本勘定（前期末資本残高）を同勘定の貸方に振替え、 $(A' - P' = K' \quad K' - K = k)$ という手続により、同勘定口座で「当期純損益」(k)を測定・計算する、とこのよ

うな手順にはならない。この手続きを「財産法」による純損益の測定・計算であるなどといったらそれこそお笑い草である。「残高勘定（口座）」の記帳手続きは、こうはならない。期末諸資産勘定を「残高勘定（口座）」の借方に振替え、期末諸負債勘定と、「損益勘定（口座）」で測定・計算した「当期純損益」を資本勘定に振替えた後の期末資本勘定とを「残高勘定（口座）」の貸方に振替え、同勘定口座にみられる貸借の均衡によって、複式記帳の正確性を検証するのである。この場合の「残高（閉鎖）勘定」は、いわば形式的な「集合勘定」であって、所謂「財産法」により「当期純損益」の測定・計算を図るという機能をもってはいない。「損益勘定（口座）」に収益・費用を振替え「損益法」によって「当期純損益」を測定・計算し、「残高勘定（口座）」に期末諸資産・期末諸負債・期首資本（前期末資本残高）を振替え「財産法」によって「当期純損益」を測定・計算するという訳ではない。このような「財産法」による「当期純損益」の測定・計算という簿記手続きは存在しない。複式簿記法を採用するかぎり、「損益勘定（口座）」に収益・費用を振替・集合して「当期純損益」を測定・計算する。これが所謂「損益法」である。「残高（閉鎖）勘定」には、次期に繰越すべき期末現在の資産・負債及び資本の残高（在高）を振替えて決算記帳を検証する。残高勘定を廃止するのなら「繰越試算表」で検証する。従って、損益計算書を通じて「損益法」による「当期純損益」を測定・計算する。これは正しい。しかし、貸借対照表を通じて「財産法」による「当期純損益」を測定・計算する。これは正しくはない。貸借対照表は、「簿記表」として見るかぎり「繰越残高」の正確性と次期への継続性とを検証する手段に過ぎない。貸借対照表を「会計表」として利用するというのなら、それは自ずから別個の問題である。

「財産法」による「純損益」の測定・計算

とは、往古はいざ知らず、純然たる観念の産物に過ぎないといわざるを得ない。

2. 「残高勘定」の機能：「集合勘定」か
「集合・計算勘定」か

「残高勘定」は、次期繰越諸勘定の「検証」を目的とした形式的な「集合勘定」なのか。すなわち、名目勘定を資本勘定に振替えた後に、なお締切られずに総勘定元帳に残留している諸勘定（期末の資産、負債及び資本）を集合・検証するためのものなのか。もしそうであるならば、残高の「勘定」ではなくて、むしろ残高の「表」である。

それとも、「残高勘定」の借方側に当期末諸資産を、その貸方側に当期末諸負債及び前期末資本残高を「集合」して当期純損益を「計算」するための「勘定」としての実体をもった「集合・計算勘定」なのか。

リトルトン (A. C. Littleton), ACCOUNTING EVOLUTION TO 1990: 『会計発達史』(片野一郎訳)は、第九章「財務諸表の発展」(訳書:199-200頁)に「勘定」としての実体をもった「集合・計算勘定」として機能する「一種の残高勘定」(a sort of BALANCE ACCOUNT)として、ゴットリーブ (Johan Gottlieb) の『簿記書』(1546年)で

1545年	
7月17日、この勘定を締切るための手持ちの財産	
現金	2,229.10.3
諸借主	20.
商品	16.

これら財産の合計	2,265.10.3

の事例をあげている。同書の「商品帳」の終わりに見えている勘定を指している訳であるが、これは、リトルトン自身の解釈ではなく、Ernst Jäger: Altes und Neue aus der Buchhaltung, 1889, S. 77. の解釈を引用している。この極く初期のドイツ語の簿記書に見えている「残高勘定」が、利益算定の手段であったのかどうか、また、利益算定の手段であったとしても、そのように機能する「残高勘定」の事例が、当時一般的であったのかどうかについては、なお慎重に検討する必要がある。リトルトン自身は、「残高勘定」について、「集合・計算勘定」から形式的な「集合勘定」への発展(久野注:「勘定」Accountから「表」Sheetへ)としてとらえて次のように述べている。

「この(ゴットリーブの残高勘定)の表示では資産・負債は利益算定の手段として用いられている。この配列から考えると、当時の残高勘定は名目勘定が資本勘定に振替えられてしまった後に、なお締切られずに残っている勘定をあつめた形式的な集合勘定にまだなりきっていなかったようである」(片野訳)

片野訳では、リトルトン英訳を翻訳せず、Gottliebの原文・ドイツ語をペンドルフの書物からそのまま引用している。その主旨が何処にあるのか理解し難いが、ここではリ

1545年	
7月17日、この勘定を締切るための貸方諸項目	
資本主	2,000.00.-
その他の貸主	44.16.

合計	2,044.16.-
左の金額からこの金額を差引けば利益が得られる。	
	220.14.3
上記の利益を加算すると、	
	2,265.10.3

トルトン英訳に基づいて、Jäger が「一種の残高勘定」とよんだものの概況を示そう。「商品帳」の末尾に、上掲の記録があるという。

この「一種の残高勘定」を「形式的な集合勘定」である「残高（閉鎖）勘定」に直せば、次のようになる。

残高（閉鎖）勘定

現金	2,229.10.3	債務	44.16.
債権	20.	資本金	2,220.14.3
商品	16.		
	<hr/>		<hr/>
	2,265.10.3		2,265.10.3
	<hr/> <hr/>		<hr/> <hr/>

さらに、リトルトンは、このような「形式的な集合勘定」としての「残高（閉鎖）勘定」が、標準的な簿記手続きの一部として極く最近まで広く普及してきたこと（久野注：所謂「大陸式決算法」の採用）を説明し、注記として、Postlethwate の *Universal Dictionary of Trade and Commerce, London, 1774.* の事例をあげている。いうまでもなく、残高勘定の貸方側に振替えられる資本は、当期純損益を振替えた後の期末資本であって、期首資本（前期末資本残高）ではない。残高勘定（口座）で当期純損益を測定・計算することはない。この「残高勘定」の機能について、前記の *Universal Dictionary* は、

「残高勘定の借方側貸方側を合計すれば、両者はまさに平均するであろう。これは、各取引が汝の帳簿においてすべて複記せられたことを立証するものである」（片野訳）と述べている。その論旨は極めて明快である。

「残高勘定」の機能は、「財産法」による利益の測定・計算の手段ではなく総勘定元帳における複式記帳の「検証」（proof）にあることが明示されている。

「集合・計算勘定」ではなく形式的な「集合勘定」であるならば、計算単位としての「勘定」ないし計算場所としての「勘定口座」の実体をもたないものであるから、「残高勘定」は、「残高」：Balance の「勘定」：Account ではなく、「残高」の「表（一覧）」：Statement of Balances, Particulars of Balances, or Balance Sheet であるという見解については、別稿の「BALANCE SHEET とは何だったのか」でその詳細を述べたので、ここでは再説しない。

3. 英国簿記の THE FINAL ACCOUNTS: Trading Account, Profit & Loss Account, Profit & Loss Appropriation Account, Balance Account (Sheet)

ピクルス (W. Pickles) : ACCOUNTANCY, 1934. は、「最終四勘定」として、「売買勘定」・「損益勘定」・「利益金処分勘定」および Balance Account (Sheet) をあげた。「売買勘定」の目的は「粗利益」の計算にあり「損益勘定」のそれは「純利益」の計算にある。また、Balance Sheet につき Balance Account という用語を故意に避けているのは、「勘定」(Account) ではなく、a mere SUMMARY OF ACCOUNT APPEARING IN THE LEDGER AFTER ADJUSTMENT OF PROFIT AND LOSS ACCOUNT: 「損益勘定締切り後の元帳諸勘定（次期繰越諸勘定残高）の一覧表に過ぎない」とみているからである。その「簿記計表」としての機能は「試算表」（正確には「繰越試算表」）である。

Profit & Loss Appropriation Account, or Appropriation Account は、いうまでもなく利益金処分計算を内容としている。

4. 「損益勘定」（損益計算書）の三分

「損益勘定」：PROFIT & LOSS ACCOUNT の区分としては、例えばジョーンズ (F. H. Jones) : GUIDE TO COMPANY

BALANCE SHEETS & PROFIT AND LOSS ACCOUNTS, 1938.にみるように、「売買乃至製造勘定」・「損益勘定」・「利益金処分勘定」の三区区分となる。

もしくは、「損益勘定」と「利益金処分勘定」の二区分となる。例えば、R. Kettle: A Few Remarks on Balance Sheets and Profit and Loss Sheets (The Accountant, April 1939) は、次のようにいう。

A desirable form of presentation is to divide the account into two parts, the first section dealing with the profits arising or becoming available in the year, and the second, or appropriation section showing the balance brought forward, transfers to or from reserves, dividend appropriations and the balance remaining to be carried forward.

「望ましい損益勘定の様式は当該勘定を二区分することである。第一の領域では、当該年度中に稼得した利益を取り扱い、第二の領域もしくは利益処分領域では、前期繰越利益、諸積立金への振替分もしくは諸積立金からの戻入分、配当金額及び次期繰越利益を揭示する」

5. なぜ「損益表」：PROFIT & LOSS SHEET ではないのか

簿記の領域の BALANCE ACCOUNT：「残高勘定」から独立して調製される「会計計表」のゆえに「残高（平均）表」：BALANCE SHEET, 同じく簿記の領域の PROFIT & LOSS ACCOUNT から独立して調製される「会計計表」のゆえに「損益表」：PROFIT & LOSS SHEET, これなら辻褄があってわかりよい。

ところが、単純・明快にこうはならない。BALANCE ACCOUNT ではなくて BALANCE SHEET を、「簿記計表」・「会計計表」何れの場合でも、用語として共通に用い

るならば、それはそれでよい。「勘定」とはみないのであり、BALANCE ACCOUNT：「残高勘定」ではなくて、本来が「残高（平均）表」なのであるから。この筆法でいくと、PROFIT & LOSS ACCOUNT から独立して調製される「会計計表」は、PROFIT & LOSS SHEET とするのが寧ろ可笑しい訳であって、そのまま PROFIT & LOSS ACCOUNT という用語にするのが正統であるということにもなる。

英国の伝統的な用語に従えば、「貸借対照表」は BALANCE SHEET であり、「損益計算書」は PROFIT & LOSS SHEET ではなくて PROFIT & LOSS ACCOUNT である。

総勘定元帳の「損益勘定」：PROFIT & LOSS ACCOUNT と「残高勘定」：BALANCE ACCOUNT, or BALANCE SHEET の名称を、そのまま「会計計表」の名称として併用しているのである。そこで、BALANCE SHEET (ACCOUNT) と PROFIT & LOSS ACCOUNT の「二勘定」(two Accounts) であるがゆえに Accounts, これに定冠詞の the を付けると the Accounts となるが、英国人のいう the Accounts とは、米国人のいう Financial Statements, 日本人のいう「財務諸表」である。

簿記の「損益勘定」(Profit & Loss Account) の三区区分に即して、「損益計算書」(Profit & Loss Account) の三区区分様式が採用される。この「損益計算書」で最も注目されるのは、その末尾の部分に「利益金処分計算領域」(appropriation section) を含む点である。「損益計算」・「利益金処分財源調整計算」・「利益金処分計算」を網羅した「完全結合計算書」である。

英国の報告実務にも、テキストや参考書類にも広く見かけるものであるが、ここでは先のジョーンズの書物 (291頁) から紹介しておこう。

彼の場合は、三区区分様式を採用しており、

それぞれ、「売買・製造勘定領域」(a trading or manufacturing account section) ・ 「一般損益勘定領域」(a general profit and loss account section) ・ 「処分勘定領域」(an appropriation account section) と名付けている (289頁)。

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

<p>売買勘定・損益勘定：1964年3月31日に終わる会計年度</p>			
1963年4月1日在庫高	19,412 6 0	売上高	476,814 4 7
仕入高：一返品	372,111 18 1		
	<hr/>		
	391,524 4 1		
差引：1964年3月31日 在庫高	22,823 19 10		
	<hr/>		
売上原価	368,700 4 3		
引取費	58 1 4		
人件費	984 12 10		
差引残高：売上総利益	107,071 6 2		
	<hr/>		
	£ 476,814 4 7		£ 476,814 4 7
	<hr/>		<hr/>
地代、地方税と国税	5,200 0 0	売上総利益	107,071 6 2
保険料	48 12 9	書替料	197 12 6
光熱費	200 8 0	受取配当金	412 0 0
月給と事務諸費	3,473 8 1	受取利息	819 12 6
運搬費	1,497 12 11	その他利息	1,007 0 0
旅費・交通費	1,860 17 5	土地売却益	236 8 0
割引料	138 10 0		
諸費	419 5 2		
監査手数料及び公課	293 9 6		
取締役給料	1,000 0 0		
法人所得税	38,856 11 7		
利益税	15,000 0 0		
減価償却費	2,429 0 0		
社債利息	774 0 0		
差引残高：当期純利益	38,532 3 9		
	<hr/>		
	£ 109,743 19 2		£ 109,743 19 2
	<hr/>		<hr/>
<p>利益金処分：1964年3月31日に終わる会計年度</p>			
減債積立金	2,812 8 8	当期純利益	38,532 3 9
暖簾償却費	4,000 0 0	前期繰越利益	18,416 12 9
別途積立金	6,300 0 0		
優先株配当金	9,000 0 0		
普通株中間配当金	6,000 0 0		
1963年10月1日			
普通株最終配当金提示額	9,000 0 0		
次期繰越利益	19,836 7 10		
	<hr/>		
	£ 56,948 16 6		£ 56,948 16 6
	<hr/>		<hr/>

6. PROFIT & LOSS ACCOUNT:

Detailed Form と Published Form

「貸借対照表」：Balance Sheet とともに株主総会に提出する「損益計算書」：Profit & Loss Account は、Published Form：「公示様式」をとる場合がおおい。その場合は、Profit & Loss Account の内容は「利益金処分計算書」であって、本来の意味における「損益」の「計算書」でもなく、また、損益計算に始まり処分計算までの悉くを網羅した「完全結合計算書」でもない。

「完全結合計算書」の様式を採る場合を、Profit & Loss Account の Detailed Form：「明細様式」という。

Published Form の典型的な事例は、英国の諸銀行の場合にみられる。

わが国の場合では、最初の複式簿記書であった『銀行簿記精法』（明治6年12月、大蔵省刊行）に例示された「香港上海銀行」の株主総会提出の「会計計表」は、「身代及び負債ノ抜書」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と、「損益勘定書」という名称の「利益金処分（提示）計算書」及び「貯蓄金」という名称の「利益性積立金計算書」（一種の利益剰余金計算書）であった。本来の「損益計算書」は含まれていないのである。「損益勘定書」が Profit & Loss Account の Published Form であることはいうまでもない。

明治6年12月第一回決算の第一国立銀行が、大蔵省並びに株主総会に提出した「会計計表」と新聞に公告した「会計計表」の詳細な実態については、別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』（学習院大学研究叢書15）及び次稿の「決算公告とは何だったのか」を参照されたい。ここではその概況を紹介するに止める。監督官庁である大蔵省並びに株主総会に提出したものは、「半季実際報告」という名称の「利益金処分前貸借対照表」と、「半季利益金割合報告」という名称の Profit & Loss Account: Detailed Form である。新聞公

告のものは、第一国立銀行とその他若干の国立銀行では、上記の「香港上海銀行」の事例を踏襲して「総勘定」・「損益勘定」・「貯蓄金勘定」の三勘定建てであった。ただし多くの国立銀行の場合では、「貯蓄金勘定」を公告することはなく二勘定建てであった。何れにしても公告の場合では、大蔵省・株主総会に提出のものとは体系・名称・種類が異なっていることに注目されたい。ただし、公告の場合の「損益勘定」の内容は、Detailed Form のこともあり Published Form を採用したこともあって統一がとれてはいない。国立銀行以外の株式会社の場合でも概ね同様の傾向を示しているが、「貯蓄金勘定」という名称の一種の「利益剰余金計算書」を公告した事例はない。

一般的な傾向として国立銀行を含む先駆的株式会社は、株主総会に提出の場合では Profit & Loss Account: Detailed Form すなわち「損益、利益金処分財源調整及び処分結合（もしくは混合）計算書」を作り、新聞公告の場合では Profit & Loss Account: Published Form すなわち「利益金処分計算書」を作っている。この場合、国立銀行と一般株式会社とでは、前者が「提示型」(*proposed type*)であり、後者が「宣言型」(*declared type*)であるという相違がみられた。何れにしても、本来の意味における「損益」の「計算書」は作られていないのである。

本来の意味における「損益計算書」が作られるのは、明治23年制定・同26年7月一部実施の原始商法以後のことであり、これを機に、「宣言型」の財務諸表体系を採用してきた先駆的株式会社の場合、「損益、利益金処分財源調整及び処分（宣言）結合計算書」が「損益計算書」と「利益金処分議案」とに分岐して、本来の意味における「損益計算書」が姿を現したのである。この場合、「利益金処分財源調整計算」は「議案」の冒頭に掲示

された。国立銀行の「半季利益金割合報告」という名称の「損益，利益金処分財源調整及び処分（提示）結合計算書」は，商法一部実施後もそのまま継承され，明治30年代以降の普通銀行の場合でも「損益表」という名称で継承された。

詳細は前稿の「損益計算書とは何だったのか」及び次稿の「決算公告とは何だったのか」を参照されたい。

わが国における「損益勘定」：PROFIT & LOSS ACCOUNT の Detailed Form 及び Published Form の事例は，株主総会提出並びに決算公告に多数みられるので前記の「前稿」に譲り，ここでは英国銀行にみられる Published Form の典型的な事例を紹介する。何れも，「利益金処分後貸借対照表」とともに株主総会に提出されたものである。

PROFIT AND LOSS ACCOUNT: PUBLISHED FORM の事例

(出典：H. C. F. Folgate, ENGLISH BANK ACCOUNTING, 1984.)

BARCLAYS BANK

PROFIT & LOSS ACCOUNT : 1945年12月31日に終わる会計年度			
偶発損失積立金	250,000	0 0	1945年1月1日の
建物修繕積立金	350,000	0 0	未処分利益
寡婦基金	41,651	0 0	貸倒引当後の当期純利益
中間配当金	520,734	0 8	1,740,594 3 7
最終配当金	520,734	0 8	
次期繰越利益	714,051	15 11	
	<u>£ 2,397,170</u>	<u>17 3</u>	<u>£ 2,397,170 17 3</u>

LLOYDS BANK

PROFIT & LOSS ACCOUNT : 1945年12月31日に終わる会計年度			
中間配当金	449,115		前期繰越利益
積立基金	500,000		貸倒引当後の当期純利益
偶発損失積立金	200,000		1,629,959
最終配当金	472,548		
次期繰越利益	557,190		
	<u>£ 2,178,893</u>		<u>£ 2,178,893</u>

MIDLAND BANK

PROFIT & LOSS ACCOUNT			
1944年 £		1944年 £	
606,345	中間配当金	606,345	前期繰越利益
606,345	最終配当金	606,345	2,083,274
700,000	積立基金	700,000	当期純利益
	新築積立金	100,000	708,414
100,000	偶発損失積立金		2,056,274
708,414	次期繰越利益	751,998	
<u>2,721,101</u>		<u>2,764,688</u>	<u>2,764,688</u>

NATIONAL PROVINCIAL BANK

PROFIT & LOSS ACCOUNT : 1945年12月31日に終わる会計年度			
中間配当金	355,478	2 0	貸倒引当後の当期純利益
新築積立金	100,000	0 0	前期繰越利益
年金基金	150,000	0 0	669,328 2 4
戦災基金	250,000	0 0	
最終配当金	355,478	2 0	
次期繰越利益	814,397	2 8	
	<u>£ 2,025,353</u>	<u>6 8</u>	<u>£ 2,025,353 6 8</u>

WESTMINSTER BANK

PROFIT & LOSS ACCOUNT : 1945年12月31日			
1944年 £		1944年 £	
318,195	中間配当金	318,195	前期繰越利益
70,286	中間配当金	70,286	諸引当後の
300,000	新築積立金	300,000	当期純利益
300,000	年金基金	300,000	1,405,592
318,195	最終配当金	318,195	
70,286	最終配当金	70,286	
535,285	次期繰越利益	563,915	
<u>1,912,247</u>		<u>1,940,877</u>	<u>1,940,877</u>

V. 「剰余金計算書」とは何だったのか

1. 「剰余金」の概念

昭和24年7月に発表された「企業会計原則」は、SURPLUS：剰余金なる概念を導入するとともに、「一般原則」の一つとして、「資本取引・損益取引区分の原則」（剰余金区分原則）を示し、「特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」とした。

このSURPLUSとは、例えば、E. Kohlerの『会計士辞典』によれば、「株式会社における額面価額もしくは表示価額を超過している株主持分：払込剰余金、利益剰余金および再評価剰余金の総称：Stockholders' equity in a corporation in excess of the par or stated value of capital stock: generic term covering paid-in, earned, and appraisal surplus.」となる。

「企業会計原則」：注解19では、「会社の純資産額が決定資本の額をこえる部分を剰余金という」。

また、各種の『会計学辞典』類では例外なく、「剰余金」を次のように定義している。

- ① この概念が株式会社に固有のものであり、
- ② 株式会社の自己資本のうち、資本金（決定資本）を超える部分（資本金以外の部分）をいう。

以上の経緯から明らかなように、「企業会計原則」や『会計学辞典』類でいう「剰余金」は、率直・簡明に言えば、米国の「剰余金会計」におけるSURPLUSの訳語である。日常でいう「剰余金」とは異なる。また、「企業会計原則」・「財務諸表等規則」でいう「剰余金」と、商法・「計算書類規則」でいう「剰余金」とは、たまたま同じ日本語であっても、全く次元が異なる概念なのである。

ある『会計学辞典』では、「企業会計原則および商法における剰余金の分類は若干相違している」と述べている。確かに皮相的には

「分類の相違」には違いないが、より本質的には「概念」そのものの相違である。元来、同じ日本語を使い同名詞になったことが、そもそも間違いの元であった。

SURPLUS：剰余金は、株式会社における株主持分が資本金を超過する部分であり、その「剰余金」の発生源泉としての「資本取引」と「損益取引」とを明確に区別する所に、その会計的な意義が認められるのである。「企業会計原則」にいう「資本剰余金」と「利益剰余金」とを混同しないことである。

商法：剰余金は、株式会社の純資産額（総資産額－総負債額）から、配当・処分できない

① 決定資本 ② 決定準備金 ③ 繰延資産に関わる「超過額」の各金額を控除した「資本の剰余」であり、③が無い場合には、株主持分が「決定資本」並びに「決定準備金」を超過する「資本の剰余」である。簡明・率直に言えば、株主総会において配当・処分が可能な限度としての「資本の剰余」である。

ここでいう「剰余金計算書」とは、広くSURPLUS：剰余金に関わる「計算書」をいう。あらゆる「剰余金」の増減・変動に関わる包括的な「計算書」の場合もあろうし、利益剰余金の「計算書」の場合もあろう。また、場合によっては、利益剰余金の一部の項目についての「計算書」の場合もあろう。

わが国における「剰余金計算書」の端緒から考察しよう。

2. 剰余金計算書の端緒

- (1) 国立銀行「決算公告」：「貯蓄金（積立金）勘定」

わが国で最初の複式簿記書であり、国立銀行の簿記のマニュアルであった『銀行簿記精法』（明治6年12月刊）は、「書牀第二」として、当時の香港上海銀行が株主総会に提出した次の「計算書類」を例示した。

- | (名称) | (内容) |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|
| ①「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」 | 「大陸式」の利益金処分前貸借対照表 |
| ②「香港上海銀行損益勘定書」 | PROFIT & LOSS ACCOUNT の Published Form, つまり「利益金処分(提示)計算書」 |
| ③「貯蓄金」 | 一種の「利益剰余金計算書」である「利益性積立金の増減計算書」, ただし, たまたまこの期には増減がない。 |

この三本建ての「計算書類」は、国立銀行が監督官庁である大蔵省並びに株主総会に提出する計算報告書としては継承されなかったが、第一国立銀行その他若干の国立銀行が新聞紙面で行なった「決算公告」として継承さ

れた。「総勘定」・「損益勘定」・「貯蓄金(積立金)勘定」の三勘定制である。国立銀行の場合は、大蔵省・株主総会に提出のものと「決算公告」の場合とでは、その名称、体系、種類の悉くが相違していた。

大蔵省・株主総会	
(名称)	(内容)
「半季実際報告」	利益金処分前貸借対照表
「半季利益金割合報告」	PROFIT & LOSS ACCOUNT の Detailed Form

決算公告	
(名称)	(内容)
「総勘定(書)」	左に同じ
「損益勘定」	Detailed Form もしくは Published Form
「貯蓄金(積立金)勘定」	利益性積立金増減計算書

なお、「決算公告」にみられた上記の三勘定制は、第一国立銀行その他若干の国立銀行の場合に止まり、多くの他の国立銀行では、「貯蓄金(積立金)勘定」の公告は行なわれていない。

次頁以下にこの三勘定制の実況を紹介する。

第八回手続報告書 第四回決算銀行		第九回手続報告書 第五回決算銀行	
積立金	五万六千六百六十六	積立金	五万六千六百六十六
明治十一年七月一日	三万七千七百七十七	明治十一年七月一日	三万七千七百七十七
増加	一萬九千八百八十八	増加	一萬九千八百八十八
減除	一萬九千八百八十八	減除	一萬九千八百八十八
明治十一年七月三十一日	五万六千六百六十六	明治十一年七月三十一日	五万六千六百六十六
...

第十回銀行第四回手続報告書		第十一回銀行第五回手続報告書	
積立金	五万六千六百六十六	積立金	五万六千六百六十六
明治十一年七月一日	三万七千七百七十七	明治十一年七月一日	三万七千七百七十七
増加	一萬九千八百八十八	増加	一萬九千八百八十八
減除	一萬九千八百八十八	減除	一萬九千八百八十八
明治十一年七月三十一日	五万六千六百六十六	明治十一年七月三十一日	五万六千六百六十六
...

(2) 日本郵船会社：「大修繕積立金勘定表」・「保険積立金勘定表」

日本郵船会社は、第一回報告（自 明治18年10月1日：至 同19年9月30日）において、「資産負債勘定表」（利益金処分後貸借対照表）、「損

益勘定表」（PROFIT & LOSS ACCOUNT: Detailed Form, 「宣言型」 *declared type*）と共に、「大修繕」及び「保険」の両積立金勘定表を調製して株主総会に提出した。その実況は、次のとおりであった。

明治十九年九月三十日 日本郵船会社大修繕積立金勘定表

	金 額	
当期積立金	一一八、五三一	八八七
当期仕払金	一一三、八四三	七〇七
次年へ繰越	四、六八八	一八〇
合計	一一八、五三一	八八七

明治十九年九月三十日 日本郵船会社保険積立金勘定表

	金 額			
当期積立金			一九七、五五三	一四六
当期仕払金	宿禰丸第一遭難費	七、二九八	一三六	
	同第二遭難費及船価	七七、三二五	八四四	
	栄丸遭難費及船価	二八、四〇九	九二二	一一三、〇三三
次年へ繰越			八四、五一九	二四四
合計			一九七、五五三	一四六

「大修繕積立金勘定表」並びに「保険積立金勘定表」は、両積立金の動態表であり、一種の「利益剰余金計算書」である。

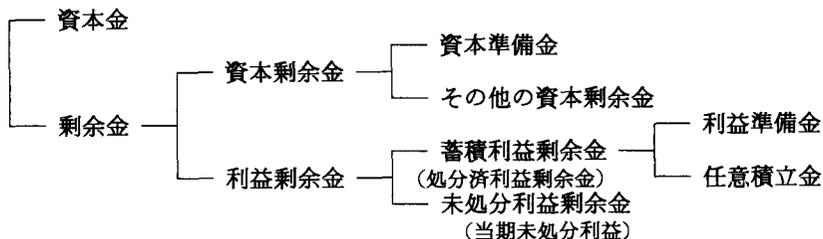
これらの積立金勘定の経緯の詳細については、別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』の180頁以下を参照されたい。

爾後百余年の後、「企業会計原則」・「財務諸表等規則」は、「剰余金計算書」を制度化するに至った。

3. 剰余金計算書の変遷と課題

「剰余金」という概念を、株式会社の株主持分（自己資本・純資産・正味財産）が法定資本（資本金）を超過する部分と定義する限り、この「剰余金」に関する「計算書」を調製する場合、その内容は、前項で述べたように広狭さまざまな場合がありうる。「剰余金会計」の立場から「剰余金」を分類すると、次のようになる。

そこで、所謂「剰余金計算書」といっても、事の当否は別として、最狭義には、例え



ば「任意積立金」（もしくは、そのうちの特定項目）について、その増減変動を計算・報告する一種の「利益剰余金計算書」もありうる訳であり、わが国の「剰余金計算書」は、前項で述べたようにこのようにして始まった。同様に、事の当否は別として、最広義には「資本剰余金計算」と「蓄積（処分済）利益剰余金計算をも含む利益剰余金計算」とを悉く網羅した「剰余金計算書」もありうる訳である。

昭和24年7月に公表当時の「企業会計原則」では、「剰余金計算書」の内容を「資本剰余金計算」と「利益剰余金計算」との二区分とする広義の「剰余金計算書」であったが、その「利益剰余金計算書」は、利益剰余金のうちの「未処分利益剰余金に関する利益剰余金計算」の領域を報告するものであり、内容的には「未処分利益剰余金計算書」というべきものであった。昭和38年11月の改正で、「資本剰余金計算」の区分は貸借対照表に付属の「資本剰余金明細表」となった。

翌25年9月に制定された「財務諸表等規則」では、「剰余金計算書」（資本剰余金の部・利益剰余金の部）としたが、その（利益剰余金の部）は、「企業会計原則」の場合とは異なり、その冒頭に「蓄積（処分済）利益剰余金計算」の区分を設けた。昭和38年11月の改正で、この部分は「利益準備金及び任意積立金明細表」となり、同時に「資本剰余金明細表」が採用された。共に「財務諸表」としての地位を失い貸借対照表の「付属明細表」（サポーティング・スケジュール）となった訳である。

かくして名称も、「剰余金計算書」から「利益剰余金計算書」と改称された。ただし、所謂「利益剰余金計算書」とはいても、利益剰余金のすべてを網羅したものではなく「未処分利益剰余金計算書」であり、その報告の内容は、今期に入ってから確定した「処分可能利益の処分計算」・「繰越利益剰余金の増減（当期業績外項目の調整）計算」・「当期業績

損益の加減計算」によって、この「利益剰余金計算書」の最終末尾は、当期末処分利益（剰余金）を測定・報告するものであった。

このような「利益剰余金計算書」の登場は、「企業会計原則」が設定当初から採用してきた「当期業績主義」の損益計算を前提としたものであるとされた。

そこで、昭和38年3月「計算書類規則」の制定によって採用された「損益計算書」が、「経常損益の部」・「特別損益の部」に続いて「処分財源調整計算」を「混合」（後に改定して「結合」）させるようになると、過度的に「損益及び利益剰余金結合計算書」を作ってもよいとする弥縫的な対応をみせたが、やがて、昭和49年9月の改正では、「計算書類規則」に完全に盲従して「利益剰余金計算書」自体を廃止するに至った。

この経緯は、現に『会計学辞典』類にみえている次のような考えを反映したものであると考えられる。

「剰余金計算書（利益剰余金計算書）は、当期業績主義を前提として成立しうるものであり、包括主義が採用されている現在はその存在意義を失い廃止されるにいたった」

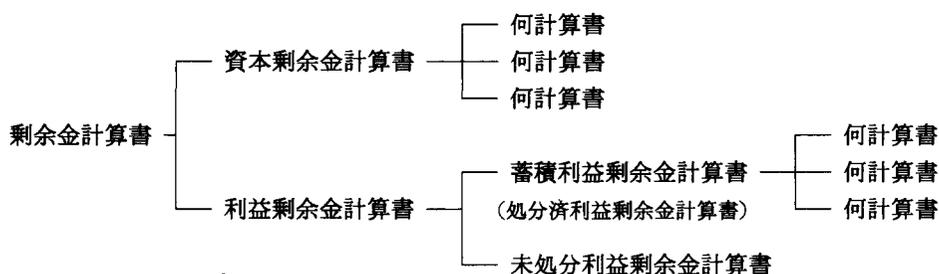
この考えには、間違いが重なりあっている。

第一に、既に述べてきたように、「剰余金計算書」（を調製するかどうかということ）と損益計算における「当期業績主義」とは、全く次元を異にし原則的には無関係である。

第二に、「当期業績主義」と「包括主義」とは、「損益計算」（ないし「損益計算書」）にかかわる「建前（basis）」である。「計算書類規則」やそれに盲従した「企業会計原則」・「財務諸表等規則」のいう「損益計算書」は、もともと本来の意味における「損益」の「計算書」ではない。「処分財源調整項目」は、いうまでもなく「資本計算項目」であって「損益計算項目」ではない。いくら「包括（主義）」といっても、これらの資本計算項目を「損益計算（「損益計算書」）の領域」に包括

(inclusive) してよい筈がない。

総勘定元帳の「残高勘定」と「損益勘定」から調製する「貸借対照表」と「損益計算書」、さらに、私案での「当期末処分利益勘定」から調製する「当期末処分利益計算書」、これらが本来の意味における「財務諸表」であるというのなら、「剰余金計算」に関わる全ての報告書は、何れもが貸借対照表の報告項目のうちの重要項目について調製されるその「付属明細表」である。→㉔



㉕→わが国の「剰余金計算書」は、明治初年に「蓄積利益剰余金計算書（何計算書）」として始まった。一部の国立銀行「決算公告」にみられた「貯蓄金（積立金）勘定」と、日本郵船会社の「大修繕積立金勘定表」・「保険積立金勘定表」とがこれであった。

米国の「剰余金会計」は、1920年代に入ってから、資産の評価替によって生じた「評価替剰余金」、大恐慌に基づく「減資剰余金」、無額面株式の発行に伴う「払込剰余金」等の「資本剰余金計算」に始まった。また、「利益剰余金計算」に関しては、利益剰余金のうちの「未処分利益剰余金に関する利益剰余金計算」が中心であった。その財務諸表体系としては次のような類型がみられた。

- ① 貸借対照表・損益計算書・剰余金計算書（資本剰余金の部と利益剰余金の部）
- ② 貸借対照表・損益計算書・資本剰余金計算書・利益剰余金計算書
- ③ 貸借対照表・損益計算書・利益剰余金計算書・資本剰余金明細表（スケ

㉖→なお、若干重複するが、「補遺」として制度の経緯に重点を置いて、簡略に要約して述べる。

4. 補遺

上記の「剰余金」：SURPLUSの分類に即して、広狭さまざまな「剰余金」の「計算書」を考えるとすれば、次のような「計算書」の分類となる筈である。→㉗

ジュール)

- ④ 貸借対照表・損益計算書・資本剰余金明細表・利益剰余金明細表（スケジュール)

今次大戦後の昭和24年に公表された「企業会計原則」は、米国の「剰余金会計」の影響下に、「剰余金計算書」（「資本剰余金計算書」・「利益剰余金計算書」）を採用し、網羅的に各項目別の「期中増減」・「期末残高」を報告させることとした。「企業会計原則」を基にして制定された「財務諸表等規則」も、同様に「剰余金計算書」（資本剰余金の部・利益剰余金の部）を採用し、上場株式会社の会計報告書として制度化された。

ただしこの場合、前述のように「企業会計原則」のいう「利益剰余金計算書」は、利益剰余金のうち「未処分利益剰余金に関する利益剰余金計算」の領域を報告するものであり、いわば狭義の「利益剰余金計算書」としての「未処分利益剰余金計算書」であった。是に対して「財務諸表等規則」のいう「剰余

金計算書」(利益剰余金の部)は、(イ)利益準備金、(ロ)任意積立金、(ハ)未処分利益剰余金(または欠損金)に三区区分し、「蓄積(処分済)利益剰余金」についても期中の増減を記載することになっており、その冒頭に「蓄積利益剰余金計算」の領域を含むいわば広義の「利益剰余金計算書」であった。

昭和38年11月の「企業会計原則」の一部修正では、「資本剰余金計算書」の報告領域を「資本剰余金明細表」に移した。また、この修正では、「損益計算書」に利益剰余金計算の区分を設けて記載し、「利益剰余金計算書」の作成を省略することができるとした。「損益及び利益剰余金結合計算書」の採用であり、昭和38年3月制定の「計算書類規則」が制度化した変則的な「損益計算書」との調整を意図した弥縫的な対策であった。「計算書類規則」の所謂「損益計算書」は、名称は「損益計算書」でも、その内容からいえば「損益及び利益金処分財源調整混合(後に改訂して「結合」)計算書」である。いうまでもなく、通説のいう「包括主義損益計算書」ではない。「経常損益の部」・「特別損益の部」までが「包括主義区分損益計算書」であり、それに続く部分は、「損益計算」ではなく「資本計算」である。

この年に、「財務諸表等規則」の全文改正も行なわれ、「剰余金計算書」(利益剰余金の部)で報告されていた「蓄積(処分済)利益剰余金」の「期中変動」と「期末残高」を「利益準備金及び任意積立金明細表」で報告させることとした。

昭和49年8月に至り、商法と「計算書類規則」の改正を機として、商法計算体系との一元化を図るという意図で(盲従して)、「企業会計原則」が、翌9月に「財務諸表等規則」がそれぞれ改正され、「剰余金計算書」は財務諸表体系から削除され姿を消した。

VI. 「剰余金処分計算書」とは何だったのか

1. 商法：「処分議案」の経緯と問題点

明治23年3月制定の原始商法は、その第218条に「利息又ハ配当金ノ分配案」を規定した。さらに、明治32年3月の改正商法は、その第190条に「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」を規定した。政府が商法修正案を帝国議会に提出するに当たり、その改正の要旨を詳らかにするために両院に送付した「商法修正案理由書」では、次のように述べている。

「現行商法第二百十八条ニ於テハ利息又ハ配当金ノ分配案ヲ規定スルニ止マルト雖モ準備金ハ会社ノ基礎ニ関スルモノナルヲ以テ之ニ関スル議案ヲモ加フルコト必要ナリ」

この「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」のうち、「利息ノ配当」とあるのは、いうまでもなく商法のいう「建設利息」の配当であるから、これを度外視して考えると、「議案」の内容は、「準備金及ヒ利益ノ配当ニ関スル議案」となる。なお、ここでいう「配当」は、「処分」と同義語として使われている。

然らば、この「準備金及ヒ利益ノ配当ニ関スル議案」とは何か。なお、昭和56年6月の改正商法は、明治32年の改正商法以来長年にわたって用いてきた「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」を改めて「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」とした。

沼田嘉穂博士は、その著『会計教科書』・『会社財務諸表論』等で、商法で長年にわたって使用してきた「準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」の不適切なことを指摘するとともに、その代替として「剰余金ノ処分又ハ欠損金ノ処理(填補)ニ関スル議案」を提案した。

現行商法のいう「利益ノ処分又ハ損失ノ処理」なのか、それとも博士のいう「剰余金ノ処分又ハ欠損金ノ処理(填補)」なのか。この

検討のために次の事項を考えてみよう。

現行商法第290条は、利益の配当限度額として、貸借対照表上の純資産額から次の金額を控除した額と定めている。

- ① 資本金の額
- ② 資本準備金及び利益準備金の合計額
- ③ その決算期に積立てを要する利益準備金の額
- ④ 開業準備費・試験研究費及び開発費として資産に計上した金額の合計額が法定準備金の合計額(②+③)を超えるときはその「超過額」

つまり、商法の観点からは、原則として当該時点における「資本の剰余」(商法の「剰余金」)の在在を限度として「利益の処分」が可能なのである。期間損益計算とは無縁である。

通常の場合では、当期末処分利益(未処分利益剰余金)すなわち期末処分可能利益が次期に繰越され「処分議案」として株主総会に提案され、その承認決議を経て「利益の処分」が確定・実施される。実施された処分計算の内容は、「利益剰余金計算書」が消滅した現在では公開される制度にはなっていない。この点に関する詳細は後に述べる。

株主総会において処分財源の追加として、例えば「配当平均積立金の取崩」、あるいは「その他の任意積立金の取崩」を決議したとすると、これらの追加財源も当然に処分の対象となる。したがって、このような場合には「利益ノ処分」といっても、前期の期間損益計算上の「純利益だけの処分」でもなく、さればとって前期期末の「処分可能利益(未処分利益剰余金)だけの処分」でもない。商法上では、株主総会の決議さえあればの話ではあるが、処分できるその限度額は、前掲のように株主持分(純資産)から法定資本(資本金)と法定準備金、それに繰延資産に関わる「超過額」があれば当該金額、これらを控除した「資本の剰余」(商法の「剰余金」)である。処分(配当)限度額が、当該時点における

「資本の剰余」(商法の「剰余金」)であるならば、沼田博士も指摘しておられるように(沼田嘉穂著『会社財務諸表論』339頁)、「未処理損失」を繰越した場合でも、この「未処理損失」は「資本の剰余」に対するマイナス計算要素となるだけのことであるから、「未処理損失」を積立金を取り崩して填補し残余額を配当することが可能であるし、場合によって、「未処理損失」を棚上げにしたままで積立金の取崩財源を配当することも可能になる。現に、当期末処理損失(21,814百万円)を次期に繰越し、別途積立金(42,000百万円)を取崩してその相殺差額(注：確かにこの場合「合計」というのは可笑的)である20,186百万円を「処分」という「利益処分案」の実例を紹介しておられる(『会計教科書』314頁)。

このように、商法は「剰余金」を処分の対象としている。剰余金(欠損金)は当該時点における過去の損益計算の累積結果であり、期間損益計算における当期純損益の計上とは次元を異にした概念である。

いずれの場合にもせよ、前掲の第290条の「配当限度額」の規定から、配当した結果が、「法定資本」・「法定準備金」・「超過額」の合計額に食い込んではいならない。

以上のような事例は極端で例外的であろうとは思われるが、処分財源追加のための「配当平均積立金の取崩」の提案などは、ごく普通のことであろう。

このように考えてくると、「利益ノ処分」(「損失ノ処理」というよりも、寧ろ「剰余金ノ処分」(「欠損金ノ処理」)であるから、確かに博士のいう「剰余金ノ処分又ハ欠損金ノ処理(填補)＝関スル議案」が適切である。

なお、商法が長年にわたって使用してきた「準備金及ヒ利益」の配当(処分)という伝統的な用語法にも弁護の余地はある。明治・大正・昭和初期を通じて、「準備金」という用語は簿記・会計の領域でも採用されているが、その実態は、「積立金」を意味する場合も

あり、また「引当金」を意味する場合もあり、これら両者が混淆している場合もあった。例えば、「減価償却準備金」という場合、利益処分を通じてラウンド・ナンバーで開設されているような場合では、明らかに任意積立金の一種である「利益性積立金」である。当時の商法でいう「法定準備金」は、法定の「利益性積立金」たる「利益準備金」に他ならない。つまり、商法上では「準備金」（積立金）に「法定準備金」と「任意準備金」の別があるということになり、「準備金及ヒ利益」とは、結局は「剰余金」ということになる。

2. 剰余金処分計算書：利益（金）処分計算書の課題

商法第281条：「利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案」は、総会日より7週間前に監査役に提出される。財務諸表とは異なり「会計帳簿」に基づいて調製される「会計報告書」ではなく、取締役会の「意見」・「提案」である。片野一郎博士の云う「アカウンタビリティの裏付けのない会計報告書外意見（書）」である。次期に入って株主総会での承認決議によって処分が確定し実施されて会計帳簿に記帳される。確定・実施された処分内容を報告・開示することは、「剰余金計算書」（「利益剰余金計算書」）が消滅した現在では制度化されていない。

一方、証券取引法「財務諸表等規則」は、昭和49年改正前の「剰余金処分計算書」（「欠損金処理計算書」）を改めて、「利益金処分計算書」（「損失金処理計算書」）とした。同時期に「企業会計原則」では「利益処分計算書」とし、「銀行法施行細則」では「利益金処分計算書」としたが、これらの用語法は、いずれも明らかに妥当ではない。既に指摘したように、「利益（金）の処分」ではなく「剰余金の処分」だからである。「利益（金）処分計算書」と称しているものの内容は、「剰余金の処分計算書」であり、「利益剰余金の処分に

かかわる資本計算の会計報告書」（片野一郎著『新簿記精説』・下巻497頁）である。なお、この場合「利益剰余金の処分」とあるのは、利益剰余金が利益準備金を含むので適切ではない。正しくは「剰余金の処分」である。いうまでもなく、ここで云う「剰余金」は、「企業会計原則」の云う剰余金ではなく商法の云う剰余金である。

また、期末決算時点で「貸借対照表」・「損益計算書」とともに「剰余金処分計算書」：「利益（金）処分計算書」を調製したとすると、片野博士の云う「アカウンタビリティの裏付けのない会計報告書外意見（書）」となる。証券取引法による提出時期が株主総会後ならば、「アカウンタビリティの裏付けのある会計報告書」として「利益（金）処分計算書」を調製できる。ただしこの場合では、当該計算書は株主総会決議日の日付（または、その後日付）のものとなろう。

ここで、やや重複するが「剰余金処分計算書」：「利益（金）処分計算書」の会計構造上の位置について要約しておこう。

- ① 利益（金）処分の内容は、決算日現在の会計帳簿には記帳されていない。次期に入ってから開催の株主総会の承認決議がなければ処分の内容は確定しない。決算日現在で貸借対照表・損益計算書とともに調製することは事実上不可能であり、よしんば調製したとしても、それは「会計報告書」ではなく「会計報告書外意見（書）」である。
- ② 株主総会の承認決議によって確定し、取締役会が実施した「利益（金）処分の内容」は、従前の制度では、株主総会日属する会計年度末に調製される「利益剰余金計算書」の冒頭に報告・開示されていた。現行制度では「利益剰余金計算書」が調製されていないから、この「利益（金）処分の内容」はどこにも報告・開示されていない。

③ 利益（金）処分に関する情報は、投資家にとって重要である。そこで、次期に入ってから開催される株主総会での処分の承認決議を待って、次期の会計帳簿に記載しこれに基づいて「利益（金）処分計算書」を調製し、現時点でいえば「当期の」財務諸表に含めるのではなく、現時点でいえば「前期の」財務諸表に含めて報告・開示する。この場合では、「貸借対照表」は決算日の日付、「損益計算書」は期間の日付、「利益（金）処分計算書」は当期の株主総会決議日の日付（もしくは、その後日付）となる（なる筈である）。片野博士が指摘しておられるように、期間独立体制の会計構造としては跛行的体系になるが、処分権限が株主総会に帰属している現行法のもとでは、止むを得ない妥協的な措置であると考えざるを得ない。

前後の事情がいまひとつ判然としないところもあるが、第四国立銀行の「半季実際報告」（利益金処分前貸借対照表）が明治13年6月30日（決算日）の日付で、「半季利益金割合報告」（損益、利益金処分財源調整及び処分結合計算書）が明治13年7月7日の日付で調製されたという事例があるので付記しておく。この7月7日は同行の「株主考課状」の記事から推量して株主総会日であると断定してよい。詳細は別著『わが国財務諸表制度生成史の研究』（139-141頁）を参照されたい。